

1. こんばんは、岩本です。今日は、皇族の婚約を素直に喜べる気持ちにはなりません。こんなことを言うと、戦前であれば、天皇を中心とする国柄を否定したという理由で「国体変革罪」で捕まったでしょう。少なくとも、1941年の治安維持法改正後は、「非国民」として牢獄にたたき込まれたでしょう。
2. さて、「共謀罪」です。「共謀罪」は、日本社会を監視社会にして、私たちのプライバシーを根こそぎ奪うものです。しかし、「共謀罪」とプライバシーとの関係について、今ひとつピンとこない人もいるかもしれません。一般にプライバシーの侵害は、人に知られたくない秘密を人に知られてしまうことであると理解されています。もちろん、間違いではありません。しかし、このことを強調しすぎると、現代の情報社会におけるプライバシーの意義をつかみ損ねるおそれがあります。
3. 「共謀罪」との関連でこう言う人が必ずいます。第1に、「俺には人に知られて困るような秘密はないから、監視されても心配ない。やましいことがなければ、監視されても問題ないだろう」。第2に、「防犯カメラに撮られても、車にGPSを付けられても、俺がその時間、その場所にいることは、誰かが知っているから、別に秘密でないだろう。だからプライバシーの侵害にはならないさ」。皆さんの周りにもいるはずですよ。
4. プライバシー侵害を秘密の暴露と狭く理解してしまうと、「共謀罪」の本当の恐ろしさは見えません。監視と言え、自宅を覗かれたり、電話を盗聴されたり、街中を尾行されたりすることをイメージします。もちろん、このようなリアルタイムの監視もまた、私たちには脅威です。だから、政府も、疑いだけでリアルタイムの監視はしないと云うのです。
5. 監視の本当の怖さは、「知られること」だけではなく、「知られたことが記録される」ということにあります。捜査機関は、リアルタイムで事実を知らなくても、デジタル化された記録さえ残っていれば、後からいくらでも検索することができます。記録される監視の恐ろしさは、一つ一つは秘密でも何でも無い情報が、別な情報と結びつけられて、まったく違う文脈におかれて解釈されることにあります。
6. 私が、ネットで小林多喜二の『蟹工船』を買う。図書館でレーニンの『帝国主義論』を借りる。喫茶店でマルクスの『資本論』の勉強会をする。そして、大学の講義で、国民には、抵抗権という名の革命を起こす権利があるのだと学生に話す。どれも秘密ではありません。しかし、あるとき、私のことを邪魔だと感じた権力者が現れれば、これらの情報が即座に結びつけられ、「国家転覆の疑いあり」という文脈で解釈されて、私と『資本論』勉強会のメンバーには、「組織的犯罪集団」の嫌疑がかけられるでしょう。
7. このように、記録に残す監視とは、いつ爆発するかわからない「時限爆弾」なのです。いつ爆発させるかは、政府や捜査機関の裁量にゆだねられます。官僚は誰よりも、情報が記録さ

れることの危険性を知っています。だから森友問題に象徴されるように、官僚にとって都合の悪い記録は廃棄されるか、特定秘密として未来永劫隠されるのです。しかし、立憲主義の建前からすれば、政府の記録は国民のものであり、政府には記録を残す義務があるのに。

8. 反対に国民にとっては、記録されない権利は、プライバシーの権利の1つとして、憲法13条によって保障された権利です。最高裁はもう40年以上前の判決で、正当な理由なく警察官が市民を写真撮影することを禁止しています。皆さんもご承知のように、最高裁は今年3月、令状なしに自動車にGPSを取り付けることを違憲としました。共謀罪は他の犯罪とは違って、その捜査手法として記録に残す監視を前提にしています。その意味で、共謀罪は、安倍首相の辞書ではなく、『広辞苑』の本来の意味で「そもそも」、憲法13条で保障されたプライバシーの権利を侵害する危険を持っています。「そもそも」違憲の法案なのです。
9. 今日は、国会が何とか頑張りました。私も諦めません。諦めるわけにはいかないのです。廃案を目指して、私も皆さんと一緒に頑張ります。本日は、どうもありがとうございました。